

平成 23 年第 2 回定例会

生活文化環境森林常任委員会 説明資料

◎ 所管事項説明

- 1 2011年（平成23年）版「県政報告書（案）」について 1
- 2 新県立博物館の整備について 2
- 3 緊急雇用対策事業等の取組状況について 別冊 2
- 4 第 9 次三重県交通安全計画（最終案）について 6
- 5 第 9 次三重県職業能力開発計画（中間案）について 10
- 6 三重県河南省友好提携25周年記念事業について 13
- 7 審議会等の審議状況について 14

別冊 1 2011年（平成23年）版「県政報告書（案）」（生活・文化部関係抜粋分）

別冊 2 緊急雇用対策事業等の取組状況について

別冊 3 第 9 次三重県交通安全計画（最終案）

別冊 4 第 9 次三重県職業能力開発計画（中間案）

平成 23 年 6 月 16 日

生活・文化部

(所管事項説明)

1 2011年(平成23年)版「県政報告書(案)」について

1 生活・文化部の主担当施策等の概要

生活・文化部が主担当となっています重点的な取組(重点事業2本、みえの舞台づくりプログラム3本)と施策(10本)にかかる「評価結果を踏まえた施策の進展度」、「4年間の取組と成果、残った課題」等については、別冊1「2011年(平成23年)版『県政報告書(案)』(生活・文化部関係抜粋分)」のとおりです。

なお、重点事業と施策については、進展度を4段階で評価しており、それぞれ次のとおり判断しています。(重点事業：A1本、B1本)(施策：A1本、B8本、C1本)

(1) 重点的な取組

重点的な取組の名称	進展度	別冊資料の頁数
【重点事業 元気2】 女性および高齢者のチャレンジ支援	B	3頁
【重点事業 暮らし3】 人命尊重の理念に基づく交通事故のないまちづくり	A	6頁
【みえの舞台づくりプログラム 元気1】 「文化と知的探求の拠点」連携・創造プログラム	—	8頁
【みえの舞台づくりプログラム 元気2】 若年者の自立支援プログラム	—	12頁
【みえの舞台づくりプログラム 絆1】 多文化共生社会へのステップアップ・プログラム	—	15頁

※ 進展度 A：進んだ B：ある程度進んだ C：あまり進まなかった D：進まなかった

(2) 施策

施策番号 および 施策名	進展度	別冊資料の頁数	担当総括室長
111 人権尊重社会の実現	B	21頁	古金谷 総括室長
112 男女共同参画社会の実現	B	23頁	
121 生涯学習の推進	B	26頁	世古 文化政策監
131 文化にふれ親しむことができる環境づくり	A	28頁	
211 地域の実情に応じた多様な雇用支援	C	30頁	廣田 総括室長
212 職業能力の開発と勤労者生活の支援	B	33頁	
321 交通安全対策の推進	B	35頁	
323 安全で安心できる消費生活の確保	B	37頁	
511 多文化共生社会づくりと国際貢献・交流の推進	B	39頁	古金谷 総括室長
521 NPO(ボランティア団体・市民活動団体等)の参画による地域社会づくりの推進	B	41頁	

※ 進展度 A：進んだ B：ある程度進んだ C：あまり進まなかった D：進まなかった

2 新県立博物館の整備について

(今後の取組)

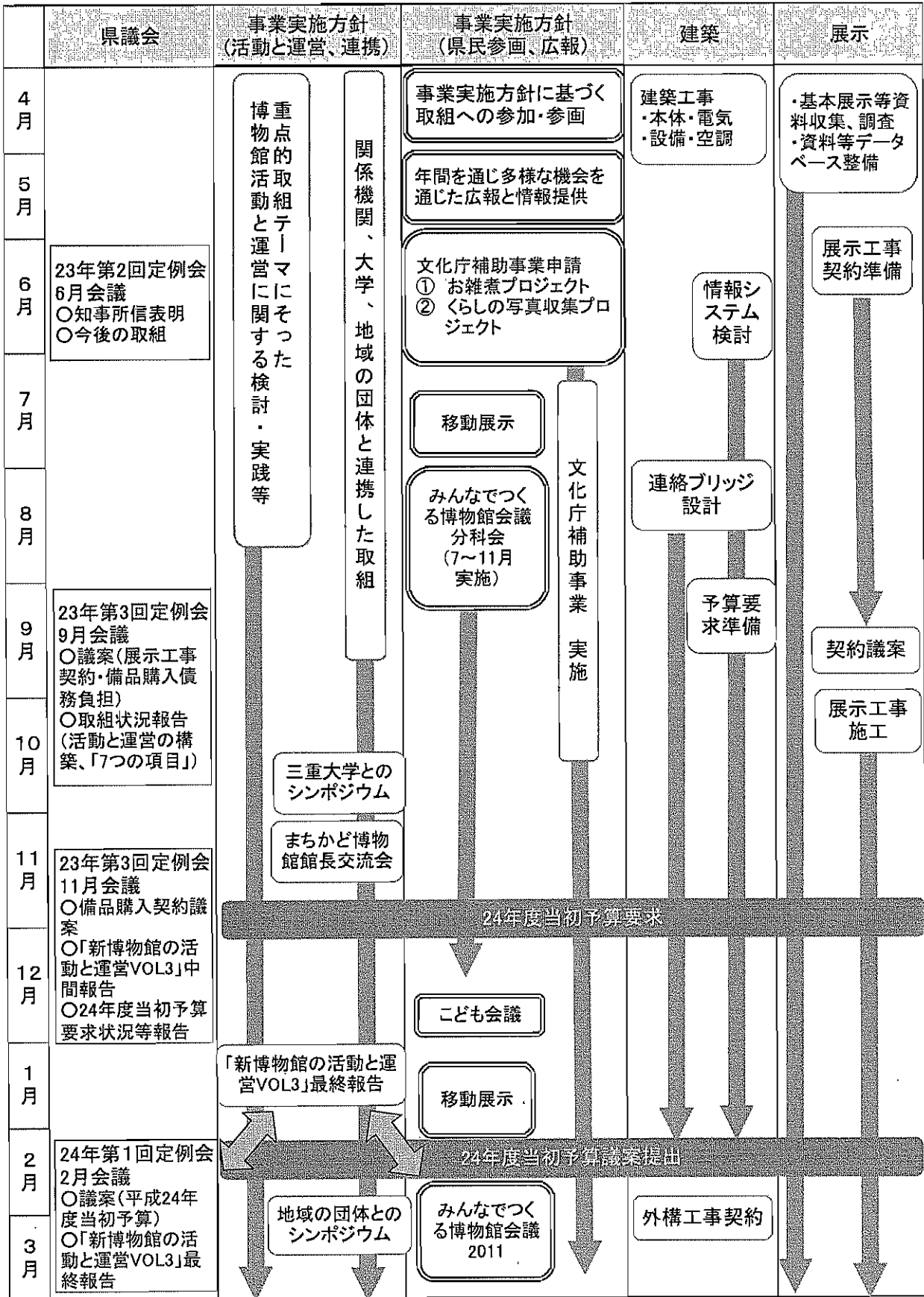
1 平成 23 年度

- 平成 23 年 7 月 第 1 回移動展示（化石がでたゾ！）於：県総合文化センター
- 9 月 展示工事契約議案提出
収蔵庫備品購入債務負担議案提出
博物館活動と運営の構築及び「7つの項目」への取組状況の報告
- 12 月 新県立博物館の活動と運営 Vol. 3（中間報告）
・運営方針、活動方針（調査研究、収集保存、活用発信）の検討
・広報戦略の検討、立案
・「7つの項目」への取組状況
博物館版「こども会議」
連絡ブリッジ設計内容公表
- 平成 24 年 2 月 平成 24 年度当初予算案提出 ※平成 24 年第 1 回定例会 2 月会議
みんなでつくる博物館会議
外構工事契約、着手
- 3 月 新県立博物館の活動と運営 Vol. 3（最終報告）

2 平成 24 年度以降

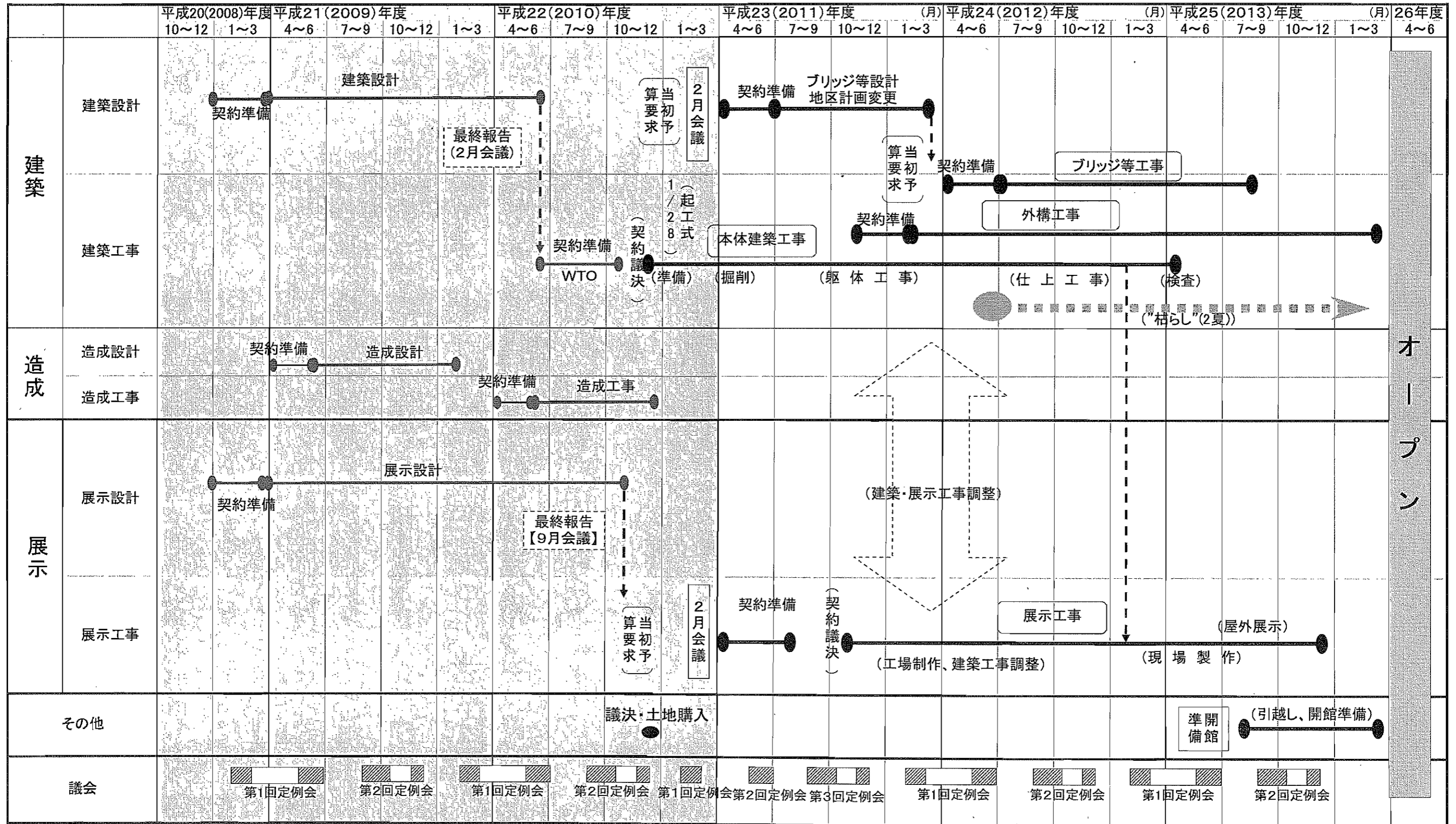
- 「新県立博物館の活動と運営の方針（仮称）」の検討、構築（～平成 26 年 3 月）
- 時期に応じた広報活動の展開
- 開館記念イベント、展示等の企画、実施
- 建築工事（本体：～平成 25 年 4 月、外構：～平成 26 年 3 月）
- 展示工事（～平成 25 年 12 月）
- 情報システムの構築（平成 24 年度～25 年度）
- 引越し（平成 25 年 7 月～平成 26 年 3 月）

平成23年度 新県立博物館整備事業スケジュール



新県立博物館整備スケジュール

2011年6月



4 第9次三重県交通安全計画（最終案）について

1 作成の趣旨

三重県交通安全計画は、国の交通安全基本計画に基づき、県内における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策を定めるものです。

第8次三重県交通安全計画（以下、「第8次計画」という。）の計画期間が終了したことから、第8次計画における結果を踏まえつつ、経済社会情勢および交通情勢の変化等に対応し、また、より効果的な対策への改善をはかるとともに、有効性が見込まれる新たな対策を推進するため、「第9次三重県交通安全計画」を作成します。

2 三重県交通安全計画（案）のポイント

(1) 計画の期間

平成23年度から平成27年度までの5年間

(2) 計画の構成

○基本理念

- ▶ 交通事故のない社会をめざす
- ▶ 人優先の交通安全思想を基本とする
- ▶ 人、交通機関、交通環境に係る交通安全対策を推進する
- ▶ ITの活用をはかる
- ▶ 救助・救急活動および被害者支援の充実をはかる
- ▶ 参加・協働型の交通安全活動を推進する
- ▶ 効果的・効率的に対策を実施する
- ▶ 公共交通における一層の安全を確保する

○第1章 道路交通の安全

I 道路交通事故の状況

○交通事故死者数

交通事故死者数は、平成19年から3年続けて第8次計画の目標（130人以下）を達成しましたが、平成22年は交通死亡事故が多発し、135人と目標を達成できませんでした。しかし、長期的には減少傾向の定着化の兆しが見られます。

○交通事故死傷者数

交通事故死傷者数は、第8次計画の期間内は減少を続け、最後の2年間（平成21年および22年）は目標（15,500人以下）を達成しました。<平成22年実績：15,013人>

II 交通安全計画における目標

交通事故による死傷者数を限りなくゼロに近づけ、県民を交通事故の脅威から守ることが究極の目標ですが、第8次計画における実績等を勘案し、

- ▶ 交通事故死者数を平成27年までに75人以下とする
- ▶ 交通事故死傷者数を平成27年までに11,800人以下とする

ことをめざすものとしします。

Ⅲ 道路交通安全対策を考える視点

①高齢者および子どもの安全確保

交通事故死者数に占める高齢者の割合が高いこと、また、子どもの安全を確保する必要があることから、高齢者と子どもに重点を置き、交通安全対策を進めます。

②歩行者および自転車の安全確保

自動車と比較して弱い立場にある歩行者および自転車の安全確保をはかるため、交通安全対策を推進します。

③生活道路および幹線道路における安全確保

生活道路における歩行者・自転車利用者の死傷者数の割合が高い水準で推移していることから、生活道路における交通安全対策を推進します。また、全交通事故死者数の3分の2を幹線道路における事故が占めていることから、幹線道路における交通安全対策を一層進めます。

Ⅳ 講じようとする施策

①道路交通環境の整備

信号機の整備をはじめとし、通学路における歩道や照明灯の整備等の交通安全施設の整備を進めます。また、地域の特性や実態に応じ、合理的な交通規制を推進します。

②交通安全思想の普及徹底

子どもから高齢者まで、年齢層に応じ、段階的かつ体系的な交通安全教育を推進します。また、交通安全運動等を通じて普及啓発活動を推進し、県民一人ひとりの交通安全意識の高揚をはかります。

③安全運転の確保

安全運転を実践できる運転者を育成するため、運転者教育の充実をはかります。また、企業や事業所等における自主的な安全運転管理対策の推進をはかります。

④車両の安全性の確保

自動車の適切な保守管理を推進するため、自動車検査および点検整備の充実をはかるとともに、リコール制度の充実・強化に努めます。

⑤道路交通秩序の維持

交通指導取締りの強化、交通事故事件の捜査体制および装備等の充実強化、暴走族に対する取締り体制および装備資機材の充実強化に努めます。

⑥救助・救急活動の充実

交通事故による負傷者の救命をはかり、被害を最小限にとどめるため、救急医療機関、消防機関等の救急関係機関相互の緊密な連携・協力関係を確保しつつ、救助・救急体制および救急医療体制の整備をはかります。

⑦損害賠償の適正化をはじめとした被害者支援の推進

交通事故被害者の保護・救済のため、自動車損害賠償保障制度の充実、交通事故相談活動の推進、被害者支援の充実強化をはかります。

⑧調査研究の充実

道路交通の安全に関する研究の推進をはかるとともに、道路交通事故原因の総合的な調査研究を進めます。

○第2章 鉄道交通の安全

I 鉄道事故の状況

県内における鉄道運転事故については、事故件数、死傷者数、死者数とも、微増傾向で推移しています。しかし、乗客の死者については、第8次計画の期間中にはありませんでした。〈平成22年度実績：事故件数14件、死傷者数14人、うち死者数8人〉

II 交通安全計画における目標

第8次計画における実績を勘案し、

- ▶ 乗客の死者数ゼロを継続する
- ▶ 運転事故全体の死者数を減少させる

ことをめざします。

III 鉄道交通安全対策を考える視点

一層安全で安定した鉄道輸送を目指し、重大な列車事故の未然防止および利用者等の関係する事故の防止のため、効果的な対策を講じます。

IV 講じようとする施策

①鉄道交通環境の整備

集中豪雨等への対策の強化、駅施設等の耐震性強化の推進、速度制限機能付きATS等、運転保安設備の整備を進めます。

②鉄道交通の安全に関する知識の普及

鉄道の事故を防止するため沿線住民等に幅広く広報活動を行い、鉄道の安全に関する正しい知識の普及啓発をはかります。

③鉄道の安全な運行の確保

鉄道の安全な運行のため、運転士の資質の確保および気象情報等の早期把握に努めます。また、鉄道事業者への保安監査等を実施し、適切な指導を行います。

④救助・救急活動の充実

避難誘導、救助・救急活動を迅速かつ適確に行うため、主要駅における防災訓練の充実や関係機関との連携・協力体制の強化をはかります。

⑤被害者支援の推進

「三重県犯罪被害者支援連絡協議会」等を通じ、被害者およびその遺族等に対する支援活動を推進します。

○第3章 踏切道における交通の安全

I 踏切事故の状況

踏切事故は、鉄道の運転事故の約5割を占めています。県内における踏切事故については、事故件数、死傷者数、死者数とも、ほぼ横ばい傾向で推移しています。〈平成22年度実績：事故件数7件、死傷者数7人、うち死者数4人〉

II 交通安全計画における目標

第8次計画における実績を勘案し、

▶ 平成27年度までに踏切事故件数を平成22年度と比較して約1割削減する

ことをめざすものとします。

III 踏切道における交通安全対策を考える視点

開かずの踏切への対策等、それぞれの踏切の状況等を勘案しつつ、より効果的な対策を総合的かつ積極的に推進します。

IV 講じようとする施策

①踏切道の立体交差化、構造の改良および歩行者等立体横断施設の整備の促進

道路の新設・改築においては立体交差化を視野に入れた検討を行い、開かずの踏切等については構造の改良および歩行者等立体横断施設の整備等を促進します。

②踏切保安設備の整備および交通規制の実施

踏切遮断機等踏切保安設備の整備を進めます。また、踏切道の幅員の状況等を勘案して交通規制を実施します。

③踏切道の統廃合の促進

踏切道の立体交差化等に併せて、地域住民の通行に特に支障を及ぼさないと認められるものについて、統廃合を進めます。

④その他踏切道の交通の安全と円滑化をはかるための措置

踏切事故防止キャンペーンの展開等を通じ、踏切道通過時における安全意識の高揚をはかります。

3 三重県交通安全計画（案）検討の状況

平成22年	12月	第1回三重県交通安全対策会議幹事会（素案の検討）
	12月～23年1月	素案について、市町・関係団体への意見照会
平成23年	1月	第2回三重県交通安全対策会議幹事会（中間案の検討）
	3月	中間案について、市町・関係団体への意見照会 生活文化環境森林常任委員会に中間案を報告
		第9次交通安全基本計画（国）の決定
	3月～4月	パブリック・コメントの実施
	5月	第3回三重県交通安全対策会議幹事会（最終案の検討）

4 今後の予定

平成23年	7月	三重県交通安全対策会議において決定
-------	----	-------------------

5 計画推進の仕組み

「第9次三重県交通安全計画」を着実に推進するため、毎年度、構すべき具体的施策について実施計画を作成し、翌年度にその推進結果について取りまとめ、検証を行います。

5 第9次三重県職業能力開発計画（中間案）について

1 策定の趣旨

都道府県職業能力開発計画は、国の職業能力開発基本計画に基づき、都道府県の区域内において行われる職業能力開発に関する基本的な方向付けを与える計画であり、法律により策定が義務付けられています。（職業能力開発促進法第7条第1項）

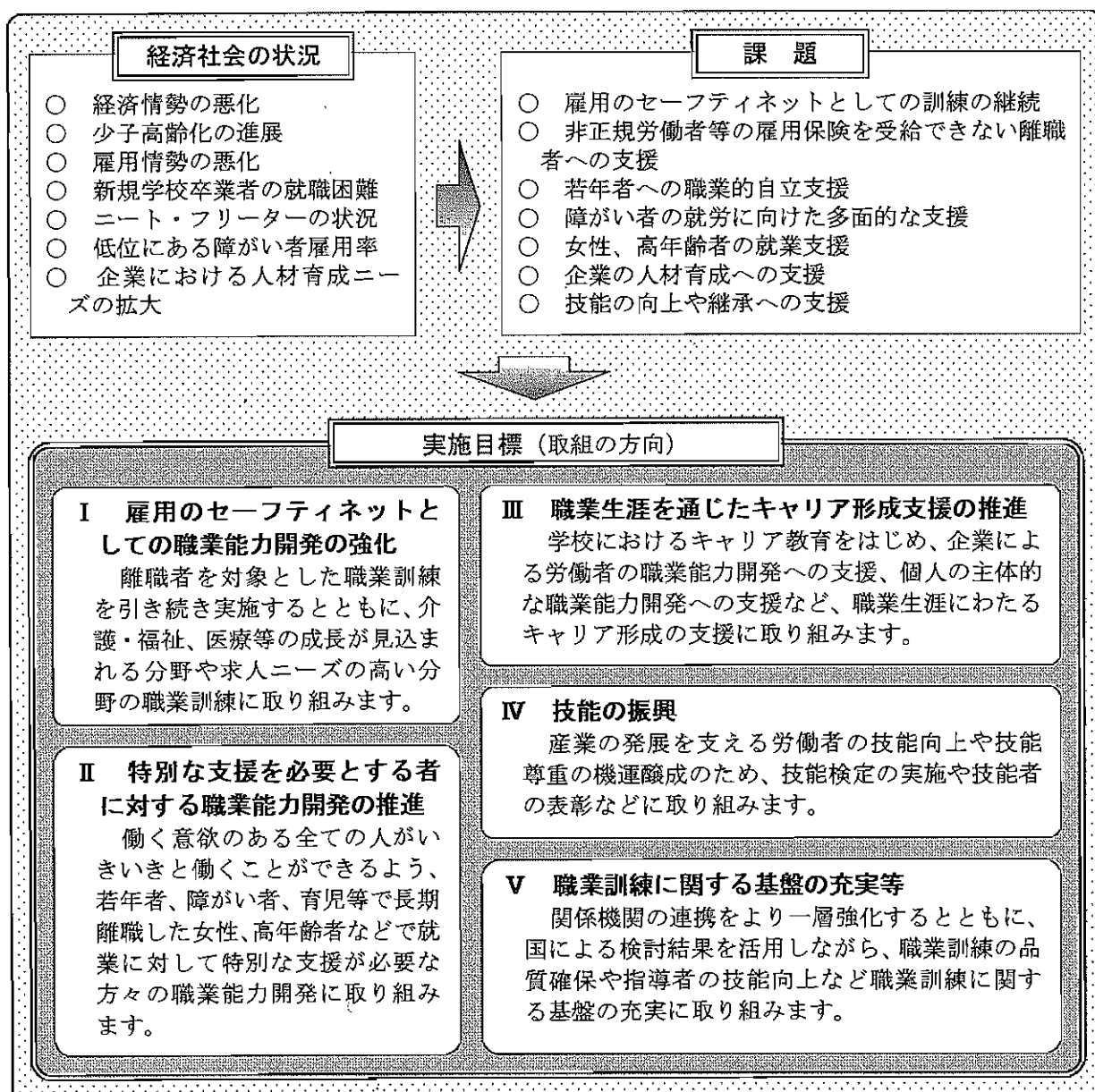
平成23年4月15日に告示された国の「第9次職業能力開発基本計画」（計画期間：平成23～27年度）」に基づき、「第9次三重県職業能力開発計画」の策定を進めています。

※ 県内で行われる職業能力開発施策が対象であり、国等が実施する取組も含んでいます。

2 中間案の概要

(1) 計画の期間 平成23年度から平成27年度までの5年間

(2) 計画のイメージ



(3) 基本的施策

I 雇用のセーフティネットとしての職業能力開発の強化

① 雇用情勢に対応した職業能力開発の実施

離職者を対象とした職業訓練を引き続き実施するとともに、非正規労働者等の雇用保険を受給できない離職者を対象とした職業訓練に取り組みます。

② 求人・求職のミスマッチの解消

介護・福祉、医療等の成長が見込まれる分野や求人ニーズの高い分野における職業訓練に取り組みます。

II 特別な支援を必要とする者に対する職業能力開発の推進

① 若年者への支援の充実

自立が困難な若年者への就労体験機会の提供や、未就職卒業者等に対する研修の実施などに取り組みます。

② 障がい者への支援の充実

障がい者の態様に応じた職業能力開発機会を提供し、就業に向けた支援に取り組みます。

③ 育児・介護等で長期に離職した女性や母子家庭の母等への支援の充実

セミナー・研修等や資格取得に対する助成・貸付の実施により、就業に向けた支援に取り組みます。

④ 高年齢者への支援の充実

高年齢者を対象とした各種の講習を実施し、就業に向けた知識や技能習得を支援します。

III 職業生涯を通じたキャリア形成支援の推進

① 企業による労働者の職業能力開発への支援

在職者を対象とした職業訓練の実施や事業主団体等が設置する職業能力開発校等への経費の助成などにより、企業の人材育成を支援します。

② 個人の主体的な職業能力開発への支援

指定の資格取得講座の受講者に対する経費の助成やキャリア形成相談の実施などにより、個人が主体的に行う職業能力開発を支援します。

③ キャリア教育の推進

子どもたちへの勤労観等の醸成や実社会で必要とされる専門的な知識・技能を育むため、学校におけるキャリア教育を推進します。

IV 技能の振興

技能検定の実施や優秀な技能者の表彰、子どもたちが技能に触れる機会の提供などを通して、技能が尊重される社会づくりを推進します。

V 職業訓練に関する基盤の充実等

① 関係機関の連携強化

関係機関が適切な役割分担のもと効率的に事業を推進するため、より一層連携を強化します。

② 情報提供の充実

職業訓練の受講希望者への情報提供の充実に取り組みます。

③ 職業訓練に関する品質の確保

国が今後策定するガイドラインに基づき、職業訓練の品質確保に取り組みます。

④ 職業訓練指導員等の指導技術向上

専門技術のみならず就職支援に関する知識など、職業訓練指導員等の指導技術の向上に取り組みます。

⑤ ジョブ・カード制度の普及促進

キャリア・コンサルティングと企業実習等を組み合わせたジョブ・カード制度のさらなる普及に取り組みます。

⑥ 職業能力開発に関する国の動向への対応

職業能力開発の分野において国が制度の見直しや検討を進めるなか、県においても、関係機関との密接な連携のもと、適切に対応していきます。

3 審議機関及び審議状況

三重県職業能力開発審議会での審議や関係機関への意見照会等を踏まえて、第9次三重県職業能力開発計画を作成します。

平成 23 年 3 月	平成 22 年度三重県職業能力開発審議会 (第9次三重県職業能力開発計画素案の審議)
3 月～4 月	素案について関係機関へ意見照会 素案について一般意見募集 (パブリック・コメント)
5 月	平成 23 年度第 1 回三重県職業能力開発審議会 (第9次三重県職業能力開発計画中間案の審議)

4 今後の予定

平成 23 年 8 月	平成 23 年度第 2 回三重県職業能力開発審議会 (第9次三重県職業能力開発計画最終案の審議)
10 月	第 3 回定例会常任委員会に最終案を報告 第9次三重県職業能力開発計画の公表

6 三重県河南省友好提携 25 周年記念事業について

1 趣旨

三重県と河南省は昭和 61 年に友好提携を締結して以来、1 周年、5 周年、10 周年、15 周年、20 周年の節目の年に周年記念事業を交互に実施しており、友好提携 25 周年を迎える平成 23 年は河南省で記念式典が開催されることとなります。

三重県からはこの式典にあわせて政府代表団を派遣し、今後の両県省の交流の方針を確認するものとします。

また、この記念式典に合わせて県民、三重県日本中国友好協会、経済団体等へ参加を呼びかけ県民訪問団を派遣し、相互交流を深めることとします。

2 代表団訪問日程

訪問時期 平成 23 年 8 月 27 日（土）～31 日（水）

	日	程
8 月 27 日 （土）	日本発、中国河南省へ	（鄭州泊）
8 月 28 日 （日）	記念行事等	（鄭州泊）
8 月 29 日 （月）		
8 月 30 日 （火）		
8 月 31 日 （水）	午前、鄭州発	夕刻、帰国

3 三重県政府代表団構成

三重県知事、三重県議会議長、三重県議会議員、三重県職員
計 10 名程度を予定

7 審議会等の審議状況について

(平成23年2月14日～平成23年6月2日)

(生活・文化部)

1 審議会等の名称	三重県情報公開審査会
2 開催年月日	平成23年2月21日、2月24日、3月14日、3月25日 4月28日、5月17日、5月20日
3 委員	会 長 岡本 祐次 会長職務代理 早川 忠宏 委 員 丸山 康人 他4名
4 諮問事項	開示決定等に係る不服申立事案等について
5 調査審議結果	不服申立て6事案について審議が行われ、うち4事案で答申 されました。
6 備考	次回開催日：平成23年6月14日 今後の予定：不服申立事案等処理のため、月2回程度開催 します。

1 審議会等の名称	三重県個人情報保護審査会
2 開催年月日	平成23年2月15日、3月23日、4月19日、5月24日
3 委員	会 長 浅尾 光弘 会長職務代理 寺川 史朗 委 員 安田 千代 他2名
4 諮問事項	開示決定等に係る不服申立事案等について
5 調査審議結果	不服申立て等8事案について審議が行われ、うち7事案で答 申されました。
6 備考	次回開催日：平成23年6月21日 今後の予定：不服申立事案等処理のため、月1回程度開催 します。

1 審議会等の名称	三重県消費生活対策審議会
2 開催年月日	平成23年3月1日
3 委員	委員長 鈴木 真由子 委 員 上井 長十 他7名
4 諮問事項	第二次三重県消費者施策基本指針（最終案）
5 調査審議結果	第二次三重県消費者施策基本指針（最終案）について、意見 交換が行われました。
6 備考	次回開催日：平成23年6月（予定） 今後の予定：6月委員改選

1 審議会等の名称	三重県立図書館協議会
2 開催年月日	平成23年3月9日
3 委員	会長 井村 正勝 副会長 坂倉加代子 委員 岸 葉子 他6名
4 諮問事項	三重県立図書館改革実行計画について
5 調査審議結果	平成22年度第3回協議会にて、三重県立図書館改革実行計画について協議、意見交換を行いました。
6 備考	次回開催日：平成23年6月9日 今後の予定：三重県立図書館改革実行計画およびアクションプログラム の進捗について、意見交換を行います。

1 審議会等の名称	三重県立美術館協議会
2 開催年月日	平成23年3月11日
3 委員	会長 石原 義剛 副会長 蓮尾 直美 委員 秋山 洋子 他9名
4 諮問事項	平成22年度美術館事業進捗状況報告 平成23年度美術館事業概要報告 等
5 調査審議結果	平成22年度美術館事業進捗状況報告 平成23年度美術館事業概要報告等について意見交換が行われました。
6 備考	次回開催日：平成23年7月頃（予定） 今後の予定：未定

1 審議会等の名称	三重県職業能力開発審議会
2 開催年月日	平成23年3月17日、5月19日
3 委員	会長 鈴木 実平 会長職務代行者 建部 久美子 委員 岩崎 祐子 他6名
4 諮問事項	第9次三重県職業能力開発計画について
5 調査審議結果	第9次三重県職業能力開発計画素案及び中間案について意見交換が行われました。
6 備考	次回開催日：平成23年7月下旬 今後の予定：年1～3回程度開催します。